

未熟児養育医療給付制度申請のご案内

【制度の概要】

身体の発育が未熟なまま生まれてきた赤ちゃんが、指定された医療機関に入院した場合、その医療費の自己負担を町が保護者に代わって支払う制度です。

【対象】

三芳町在住で、出産直後に次のいずれかの症状が認められ、医師が入院養育を必要と認められた乳児(満1歳の誕生日の前日まで)が対象となります。

- 1.出生時に体重が2,000グラム以下のもの
- 2.生活力が特に薄弱で、医師が入院養育を必要と認めたもの

【申請に必要なもの】

- ① 養育医療給付申請書
- ② 養育医療意見書(担当医師に記入してもらってください)
- ③ 世帯調書(世帯構成員全員を記入してください)
- ④ 同意書
- ⑤ マイナンバー確認の同意書
- ⑥ 委任状
- ⑦ 健康保険証のコピー(お子さんのもの)
- ⑧ 印鑑(認印可。スタンプタイプの簡易印鑑は不可。)

《下記の書類は該当者のみ提出してください。》

- ⑨ 市町村民税課税証明書等(同一世帯の扶養義務者全員分)

※三芳町で課税されている方は提出不要です。

※課税の基準となる1月1日に三芳町以外に住民登録があった方は、1月1日に住民登録のあった市区町村で発行された市町村民税課税(非課税)証明書を提出してください。

●令和4年4月～令和4年6月に申請される場合… 令和3年度課税(非課税)証明書

●令和4年7月～令和5年3月に申請される場合… 令和4年度課税(非課税)証明書

※課税(非課税)証明書で扶養となっていることが確認できる方の分は省略できます。

※生活保護を受けている方は生活保護受給者証明書が必要です。

【申請後】

- (1)申請が承認されると「養育医療券」が交付され、郵便または、地区担当の保健師がお届けいたします。(申請が承認されなかった場合は、その旨を通知いたします。)
- (2)交付された「養育医療券」を医療機関に提出してください。

【自己負担額について】

世帯の市町村民税額に応じて自己負担額がかかります。

自己負担額は「こども医療費助成制度」または「ひとり親家庭等医療費支給制度」の対象となります。申請時、「委任状」を提出された方は、申請者の代わりに健康増進課がこども支援課に請求し、当該自己負担額に充当します。

ただし、加入されている健康保険より附加給付金が支給される場合は、附加給付金相当額を三芳町に納付していただくことになります。附加給付金該当者には、健康増進課から納入通知書を発行し、お知らせいたします。

【変更の手続き】

- (1)指定医療機関や加入保険の変更、町内転居した場合は、届出が必要となります。
- (2)養育医療受給中に町外への転出される場合には、転出先での再申請が必要となります。

【申請書等配布・提出先・問い合わせ】

〒354-8555

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1

三芳町役場 健康増進課 母子保健担当

TEL:049-258-0019(内線 270~272)

FAX:049-274-1051

E-mail:hoken@town.saitama-miyoshi.lg.jp

